

仙石庭園銘石ミュージアムの博物館登録について

令和3年1月19日
生涯学習課

1 概要

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、次のとおり博物館登録原簿に登録しました。

2 登録年月日

令和2年12月23日

3 登録事項

設置者の名称及び住所	一般社団法人日本石庭文化保存協会 東広島市高屋町高屋堀 1500
博物館の名称	仙石庭園銘石ミュージアム
博物館の所在地	東広島市高屋町高屋堀 1500
登録番号	第32号

4 登録する理由

博物館法第12条の規定に基づき審査したところ、登録の要件を備えていると認められるため。（博物館法第12条の規定する登録の要件は以下のとおり。）

- 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 1年を通じて150日以上開館すること。

博物館法第2条第1項に規定する目的

歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすること

(参考) 施設の概要

事項	内容	
開館年月	平成29年3月から、現在の形で開館 (庭園の一般公開は平成17年から)	
施設規模等	敷地面積	30,154 m ²
	建物延面積	167.9138 m ²
博物館資料	自然科学に関する資料 (岩石、鉱物、化石等)	
	所蔵資料	756点
	寄託資料	501点
学芸員	1名	
開館日数	361日(令和元年度実績)	